

一般社団法人建設技能人材機構
平成31年度事業計画書

本機構は、建設業者団体等が協力して、建設分野における特定技能外国人その他の外国人材の適正かつ円滑な受入れ等に関する事業を行うとともに、建設技能者の技能評価その他の建設技能者の確保等に関する事業を行うことにより、建設分野における人材の確保を図り、もって我が国の建設業の健全な発展に資することを目的とする団体である。

建設業においては入職者の確保が喫緊の課題となっているところ、深刻化する人手不足に対応するために生産性向上や国内人材確保のための取組を進めているところであるが、このような取組を行ってもなお生じる人手不足については、一定の専門性・技能を有する外国人の受入れで充足する必要がある。こうした考えの下、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材の受入れを拡大するため、平成31年4月から改正入国管理法が施行され、外国人材受入れのための新たな在留資格である特定技能が創設されたところである。

本機構としては、特定技能外国人の受入れに係る共同ルールの策定や遵守状況の確認等、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施することにより、建設業の将来を支える人手の確保を図ることはもちろんのこと、建設業の健全な発展を推進することを柱として、以下に取り組む。

1. 行動規範の策定、適正な運用に係る事業

建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた行動規範（以下、「行動規範」という。）の策定、当該規範の適正な運用を行う。

2. 諸外国における教育訓練事業

日本語教育や技能・安全衛生教育、日本文化・ビジネスマナー教育等の教育訓練を行う海外現地機関等との連携を図り、必要に応じて講師の派遣や資機材の調達等を行う。

3. 技能評価試験の実施事業

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成三十年十二月二十五日閣議決定）で定めるすべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験を国外で実施する。このため、当該技能評価試験の実施に係る建

設業者団体間の調整を行うほか、試験場所の確保、受験者の募集、技能評価試験の実施に係る試験官の派遣や資機材の調達等を行う。

4. 特定技能外国人に対する職業紹介事業

無料職業紹介事業の許可を得て、特定技能外国人の受入れを希望する建設企業からの求人情報等を集約し、技能評価試験の試験合格者及び試験免除者等に対して就職先の斡旋を行うほか、特定技能外国人に対する転職支援等を行う。

5. 建設技能者の確保等に関する調査研究事業

教育訓練を行う海外現地機関の適正性、日本にて就労する人材募集に関する各国毎の活動制約、特定技能外国人に係る二国間協定締結国以外からの人員募集可能性等に関する調査研究等を行う。

6. 特定技能外国人に対する相談対応、受入企業に対する巡回指導事業

平成32年度から、特定技能外国人からの母国語相談対応のほか、特定技能外国人受入企業による行動規範の遵守状況及び受入計画の実施状況の確認のための巡回指導等を一般財団法人国際建設技能振興機構への委託により行うために必要な検討及び準備を行う。

7. 広報・啓発の推進事業

本機構のホームページ等で業務内容や取組等を周知し、事業の進展に応じてホームページを充実していくとともに、パンフレットを作成し関係者への周知を行う。

8. その他の事業

その他、特定技能外国人その他の外国人材の適正かつ円滑な受入れ等に関する事業や建設技能者の技能評価その他の建設技能者の確保等に関する事業を行う。

9. 業務運営体制の整備

今後の業務運営の基盤となる必要な人材、機材等の確保を行う。

以上